

# 今年度より 介護保険料が変わります

介護保険では、65歳以上の高齢者の保険料は3年に1度改定されることになっており、平成30年度にその改定を行いました。

この保険料は、介護サービス基盤が充実してサービスを利用する人が多くなると高くなります。高齢者の増加により要介護認定者も利用量も年々増えていますので保険料が上昇しています。

## ①高齢者の増加

平成27年の本町の高齢者(65歳以上)人口は、8,538人ですが、平成30年までに団塊の世代が高齢者となり高齢者人口は急激に増加しており、平成30年4月現在では9,089人で、高齢化率は31%となっています。全国的な高齢者の増加により、介護保険の財源のうち高齢者が担う割合が高くなっています(22%→23%、図表3参照)。

## ②要介護認定者の増加

高齢者の増加にともない、要介護認定者も増加してきています。特に、介護が必要になる可能性が高い75歳以上の後期高齢者の増加により、今後さらに増加していくことが予測され(図表1)、それにともないサービスの利用も増加することが予想されます。

## 介護保険に必要な費用は年ごとに増加

要介護認定者の増加、サービスの基盤整備、サービス利用率の上昇などにより介護保険に必要な費用は増加していきます。これに伴い保険料も上昇します。保険料算定の基礎となる平成30～32年度の給付費は、3年間で約84億円になると見込まれます(図表2)。

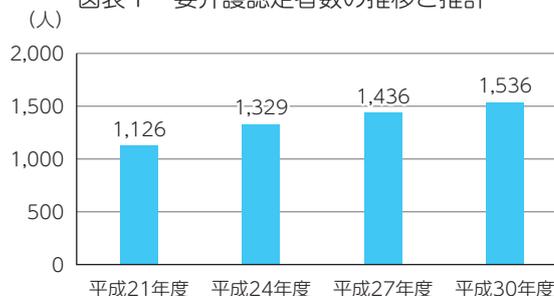
## 介護保険の財源

介護保険に必要な費用は、40歳以上の人が納める「保険料」と、国・県・町の「公費」の半々でまかなわれます。

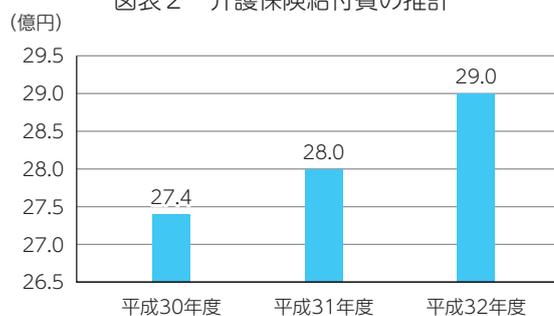
「保険料」の50%は、今期(平成30～32年度)においては40～64歳の人が27%を、65歳以上の人々が23%を負担することとされています。高齢化率の上昇に伴い、前期(平成27～29年度)の65歳以上の保険料の負担割合の22%から1ポイント上昇しています。

「公費」の50%は、国、県、町がそれぞれ定められた割合を負担します(図表3)。

図表1 要介護認定者数の推移と推計



図表2 介護保険給付費の推計



図表3 介護保険の財源

